

第4回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成 23 年 11 月 14 日（月）

消費生活センター 2 階 会議室

委員長： 時間が参りましたので、ただいまより、第4回仮称門真市自治基本条例制定検討委員会を開催いたします。

まず、現在の団体ヒアリングの状況報告についてであります。それでは、事務局お願い申し上げます。

事務局： 団体ヒアリングの状況説明の前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

前回の会議で使用いたしました、

第3回門真市自治基本条例制定検討委員会会議資料

その他に、平成23年12月1日の第5回 門真市自治基本条例制定検討委員会の開催通知でございます。

揃っておりますでしょうか。

不足の資料がございましたら、事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

それでは、現在までの団体ヒアリングの状況及び、ヒアリングを行った団体様より頂戴したご意見についてご報告申し上げます。

なお、本日までの間に29団体、述べ200人の皆様に条例原案の説明を行っております。

全ての団体様の意見集約に関しましては、全ての団体ヒアリング終了後のこちらの委員会に提出できますよう考えております。

なお、現在までの団体ヒアリングに関しましては、各団体から、多様なご意見を頂戴いたしましたので、ご報告させていただきます。

・各団体、いつも同じ人ばかりやっているのに、新たに組織を作ってどうするのか。

・活躍の場を増やすという意味では、男女共同参画と同じ趣

旨になると思うが、条文は簡単にしてほしい。

- ・門真祭りや文化祭は、協働の舞台であったと思うが、それを廃止・縮小しておいてもう一度条例で協働と謳っているのはちぐはぐしているような気がする。

- ・個別案件について、案件の目標達成に向けて複数団体が協働することは今もある。しかし、そもそも団体によって本来の活動目的が違うため、団体同士で意見がまとまらないことがあると思う。

- ・市には他の企みがあるのではないかと感じてしまう。自治に関しては自治会中心になると思うが、我々は目的に沿って活動しているので、地域自治に関与しにくい団体であると思う。ボランティアであるし、補助金もなくなっていく中で、モチベーションが下がってしまっている。

- ・団体はどこ地域会議に参加したらいいのか。

- ・職員の責任逃れが多く、市役所は横のつながりが不十分である。もう少し柔軟に考えてほしい。

- ・条例を作る前に市職員の意識を変えるべきである。職員は市民に対して、もっと親切な対応で、きめの細かいサービスにしてもらわないと困る。

- ・門真が特殊な町であるという現状をもっと全面的に出した方がいい。

- ・7条【市民の役割】で他の項は、努力義務なのに対して、8項の子どもだけが義務となっている。統一すべきである。また、主語が子どもになっているが、大人も出来ていないのにおかしいのでは。

- ・12条【職員の役割】に「市民に対して親切に」という文言が必要なのでは。

・自治会の高齢化や、各温度差はあるが、実際に活動できる思いの強い人を中心メンバーにおいて、地域や自治会等を活性化できるような組織にしなくてはならない。

・地域全体会議には、偏った意見の人が集まると思う。そのような組織に地域のことを決められるのは納得がいかない。

・校区の問題と市域全体の問題は違うことが多々ある。その中で地域全体会議に意見を持っていっても上手くいくかどうかには疑問がある。

・住宅地・商業地、地域を層別に分類すると、施策が見えてくると思う。

・職員の役割の記述に積極性が見えない。

・門真の今後を考えるならば、市民の規範をもう少し厳しく法制化し、議会の意思を確認した後、市民の検証を経て再度議会を通過するような仕組みがあればいいと思う。

・一般市民向けの言葉遣いにしてほしい。

・市民憲章は古くなっており、現代にマッチしていない。

・地域全体会議が出来たら、自治会は動けなくなる。これは地域に根差した活動をしたことのない者の考え方である。

・地域が自然発生的に行うイベント等こそ、意味のあるものである。

以上のようなご意見を頂戴いたしました。

なお、たくさんの団体様より、「市役所は横のつながりが不十分である。」とのご指摘を受けました。

団体ヒアリングの状況説明については以上です。

委員長： それでは、説明は終わりましたが、何かご質問はございますか。なければ、前回に引き続き、残りの条文に関しまして

意見集約・問題点の整理を行いたいと思います。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは、前回使用いたしました、第3回門真市自治基本条例制定検討委員会 会議資料をご覧ください。

9月28日に行いました第2回条例制定検討委員会にて、各委員の皆様より条文についていくつかご指摘をいただいた点がございます。

それらをまとめたものをお手元に配付いたしております。

その他にお気づきの点等を、本日の会議でご意見いただきまして、事務局にて意見集約・整理の上、条例制定に向けた資料として次回の条例制定検討委員会にてお出しさせていただきたいと考えております。前回、第10条の議員の役割まで進んでおりますので、今回は第11条からさせていただきたいと思います。

それでは、7ページの第11条であります。市役所の役割となっております。前回の会議では特にご意見はございませんでした。こちらの条文に関しまして、ご意見の交換をお願いいたします。

委員長： それでは、お手元の資料の内容以外でご意見のある方はその都度、挙手願いたいと思います。

では、今回は第11条から始めたいと思います。11条についてご意見はございますか。事務局案としては第10条にあたります。事務局案では3項で職員の役割をまとめた形になっていますが、市民検討員会では市役所の役割、職員の役割として分けた方がいいのではないかというご意見を頂いております。最終原案の11条では、「市役所は、市民の参加～」ということで具体的にわかりやすく書かれています。事務局案では、一応簡略化した形で総括的に書いているのですが、このあたりでご意見ございますでしょうか。

委員： 12条についてですが、事務局案に対して、最終原案は、職員の部分を抜き出しており、市役所というようにまとめてしまわず、あえて職員というのを追加されたというのは影響が大きいと思うのですが、市役所という定義がある中でわざわざ職員を抜き出すことについて、私はそこまで必要は

ないのかなと思います。

それと合わせて、前段の議会の部分でもそうなのですが、最終原案の方では、議会と職員の部分だけが細かいところまで触れているのですが、事務局案では、全体的なことが書かれています。理念条例的な考え方でいくのであれば、この2つの条例だけが全体的なバランスを欠くのではないかとということで気にはなりますね。

委員 長：　　そういうご意見がありますが、他の委員の方でしょうか。

委　　員：　　政策的な部分で、法律的にこういう表現をすることは違法かどうかというのは、そうではないと思いますが、議会と職員だけが詳細に書かれているので違和感があります。

委　員 長：　　他の委員の方でしょうか。

市役所の役割と職員の役割については、事務局案の書き方の方が全体的なバランスとしてはいいというご意見がございました。事務局、最終原案で分けた方がいいということになった経過を説明してください。

事 務 局：　　当初、市民検討委員会では、市役所の権利・責務と職員の権利・責務ということで検討されておりましたが、事務局で整理をした際に、それに準じて市役所の役割ということで一本化しました。

事務局案では、まず、委員がおっしゃったように、ここだけ具体的な記載がありましたので、それは全体のバランスを見て、どうなのかということで整理させていただきましたが、最終原案ではこのような形になりました。

特に11条の2項でおっしゃっていたのは、広報誌やHPというよりも必要な情報が、手に届くような手段を検討していかなければいけないのではないかとご意見だったと思っております。

また、再度、市役所と職員が分かれた理由ですが、市職員を分けて記載したいというご要望がありました。われわれとしては、市ということで1本化して規定や理念を盛り込んだほうがわかりやすいのではないかと考えて事務局案を作らせ

ていただきました。以上です。

委員長： 委員の皆さん、どうでしょうか。どうぞ。

委員： 職員の役割のところの説明を読ませていただいたら、いわゆる全体の奉仕者であるということがここに記載されていて、なおかつ「全体の奉仕者」である職員については、一部の不当要求については守っていきこうというような意味合いになっているんですね。

この項目はやはり職員についての記載であり、市役所にはならないですね。ここを見ていると、職員としての「全体の奉仕者」という文言について、自治基本条例ではこれまで入っていないですね。入れるとしたら、ここになるのですか。

事務局： 「全体の奉仕者」というのは、事務局案では、当然のことですので、割愛させていただきました。しかしながら、職員にそういう意識を持ってもらいたいという意見があり、あえてここで記載されたということだと思います。

それから、不当な要求に対して云々というのは、われわれも委員がおっしゃったような観点から、市の役割ということで全体的に組織としてどうしていくのかというような話で進めていった方がいいという意見は会議で申し上げたのですが、職員一人一人を市民が守っていくのだという思いで、職員の役割に記載したいというご意見でした。

我々としては、色々な要綱が定められて、それに基づいてやっているわけですが、そういう状況の中で一本にまとめさせていただいたということです。

委員： 今のお話の中で、当然のことなので、あえて必要でないということですが、ここは本当にわれわれが苦勞しているところではあるので、なるほどと思っています。

すでにそういったところについては、市役所としては対応できており、そういう必要性はないという判断で、市役所とまとめて書かれているということならばいいかなと思います。

ただ、事務局案の「市役所は、要望等の内容について簡潔

かつ適正に記録する」という意味合いと、最終原案の「職員は、要望等を口頭により受けた時は、その内容を確認し～」というのでは違うのですか。最終原案の方に「その内容を確認し簡潔に記録することに努めます」というよく似た表現があると思うのですが、これはそれぞれの職員が簡潔に記録をし、不実または虚偽の記載はしてはいけないということなんですよ。

事務局案では「市役所は、要望等の内容について簡潔かつ適正に記録する」と、ここでは主語が市役所になっているのですが、同じととらえていいのですよね。

事務局： 最終原案を整理させていただいたのが、事務局案の3項です。

委員： すみません。事務局案として7月15日に作成したというのは、それを受けて9月に市民検討委員会で議論してもらっているということですか。9月の検討委員会の中で、市民委員さんと検討している中で、事務局としても事務局案の方がいいということで議論されたんですよ。

事務局： われわれも事務局案をお示しするだけかと考えていたのですが、市民検討委員会の方から、事務局も参加した方がいいということでしたので、われわれが事務局案を作成した方向性について述べさせていただきました。

委員： けれど、結果的に市民の意見は、こういう最終原案に分かれたというわけですよ。それなら、この意見を尊重しなければ仕方がないのかなど。今までの流れもありますが、どこまで、市民委員の方の意見を尊重しないといけないか、どこまで意見として言わせていただいているのかというところが疑問です。

委員長： 検討委員の方の経過は経過として、それを踏まえながら、本会議としては、変更した方がいいのか、また、現在団体ヒアリングにも回っておりますので、そのご意見も聞きながら、条例案に持っていきたいと思います。

委員： 実際には、団体ヒアリングで説明しているというお話で、ご意見も耳に入ってくるのですが、どちらの案を見たらいいのかという声も聞くので、ヒアリングを受けている方も思っているところがあるのかと思います。

委員長： われわれのスタンスとしては、市民検討委員会の案を提出していただいているので、まず尊重していきます。ただ、本会議においては条例を制定・執行する中でより市民に分かりやすく、問題のない形で、取りまとめていきたいということで、尊重はするが、本会議として内容的に訂正した方がいいという箇所については訂正します。

委員： 団体さんの意見を集約して、最終原案にフィードバックするという作業はあるのですか。

事務局： まず、私の理解不足かもしれませんが、どちらを見たらいいのかというご意見は市民の方がおっしゃっているということでもよろしいでしょうか。

委員： そうです。

事務局： 事務局案については、どなたにもお配りしておりません。原案のみをお配りして、説明させていただき、その中で条文についてご意見があれば頂戴したい、また、解説がついているので、お読みいただきたいということでお話をさせていただいております。その流れの中で、市役所や職員の応対等について、条文の16条、地域会議の設置についての市の考え方、反省点等について様々なご意見を頂戴します。今は、われわれ事務局が他市を参考にしながら、考えられる方法の問いかけをさせていただいているところまでで止めさせていただいておりますので、市民の皆様にお配りさせていただいているのは原案だけです。

それから、どこまで尊重するかということですが、元々市民検討委員会が公募されたときにも、まず市民検討委員会で原案を作っていただく。それをご提出いただいた後に、条例制定検討委員会で策定に向けて進んでいくという方向ですので、どこまで尊重しなければいけないのかというのは、明確に何パーセントとかではなく、より市民の方に親しまれる条

文になっていければと考えております。

それから、団体の意見を集約する場があるのかということですが、今の予定で申し上げますと、先ほどお配りさせていただきました一覧表のとおり、12月くらいまで多様な団体様を回らせていただきます。そのご意見については、こちらでまとめさせていただきます、委員の皆様にご提示させていただきます。終盤にさしかかっていますが、それも一つの検討課題となるのかなと思います。

合わせて申し上げますが、当初のスケジュールでいきますと、事務局としては団体ヒアリングも、市民検討委員会の策定過程の中でやりたいというスケジュールを示しておりました。しかし、市民検討委員の方に申し上げますと、それは提出後にやってほしいということだったので、あえてこの時期にずらさせていただきました。市民検討委員会の案についてはそれまでに実施しました市民アンケートや事業者アンケートについて考える材料として含まれた上で、この原案が出てきているということでもありますので、よろしくようお願い申し上げます。

委員長： 今、事務局より説明がありましたが、それを踏まえて市役所の役割・職員の役割というところで、事務局案に近い表現の方がわかりやすいというようなご意見がございました。他に市民検討委員会案の方がわかりやすいというご意見があれば、そのあたりのご意見も聞かせていただきたいと思います。

例えば市民検討委員会案の11条2項の広報誌やHPといった手段を書いた方がわかりやすいか、それとも事務局案の様な形でまとめた方がいいのか、表現の問題等、何かご意見がございましたらどうぞ。

委員： 自治基本条例を作る目的に対して、職員の役割というのは、先ほどから事務局が言っているとおり、義務みたいなことばかり書いてあると思いますので、これについては、職員の役割を市役所に置き換えても読めますし、事務局案の中に入っていると思いますので、さきほど委員がおっしゃったように、これは必要ないのではないかと思います。

委員： 私もおっしゃっている通り、定義の方で市民・議会・市役

所と分割しており、その中に「これらの機関に所属する職員も含まれます」というように定義してありますので、議会の役割の中に議員の役割をそのまま10条として入れて、市役所の役割の中に12条を入れたらどうでしょうか。最終原案を考慮しつつ定義を守るというので。

委員長：　　そういう意見が多いですが、他のご意見の方いらっしゃいますか。11条、12条関係ではそういうご意見が多いのですが。それでは、そういう形で本会議としての方向性は出していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：　　はい。

委員長：　　それでは、次に移りたいと思います。第4章 第13条の広域行政について説明をお願いします。

事務局：　　8ページの第4章 第13条に関しましては広域行政の推進でございます。前回会議では特にご意見はございませんでした。こちらの十分に関しまして、ご意見の交換をお願いいたします。

委員長：　　ここについては、事務局案、最終原案ともに同じ文言となっておりますが、何かご意見ございますでしょうか。

問題ないという形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、第5章 第14条の協働の基盤・推進について、事務局、説明をお願いします。

事務局：　　第5章 第14条に関しましては、協働の基盤・推進についてであります。前回会議では、特にご意見はございませんでした。こちらの条文に関しまして、ご意見の交換をお願いいたします。

委員長：　　14条、協働の基盤推進について、何かご意見ございますでしょうか。

事務局、事務局案には3項が表記されていますが、最終原案では削除となった経過の説明をしていただけますか。

事務局：　　はい。事務局案の第12条の第3項が消えた経過について

でよろしいでしょうか。

「市民は市役所と協働し、市役所が適法かつ公正に」というところですが、協働の基盤推進という意味合いではなく、少しお戻りいただいて、5ページ、最終原案の第7条 市民の役割の第4項に移動してきております。それで削除されているという経緯です。

委員 長： ということですので、基本的には最終原案も事務局案も一緒ということです。何かこれについて、本会議としてご意見ありますでしょうか。

委員 員： すみません。前々回に第7条について、市民の役割はたくさんあるため、整理しながら進めていって、ただし、「市民は市役所と協働し、市役所が適法かつ公正に職務を遂行できるように支援していきます。」というのは、出来れば事務局案の中にそれも入れ込んでいったらいいという意見だったんですよ。入れ込むとなったら、事務局案の12条について割愛ということで支障はないということかなと思いますので、ここを削除して最終原案の形でいっても特に問題はないのかなと思います。

委員 長： 他の委員の方、よろしいでしょうか。
 それでは、今のご意見のとおり、最終原案として市民検討委員会の案の方向で進みたいと思います。
 続いて第6章 第15条 地域自治の推進に移りたいと思います。では事務局よろしくお願ひいたします。

事 務 局： 次に9ページ、第6章 第15条、地域自治の推進についてであります。前回会議では、特にご意見はございませんでした。こちらの条文に関しまして、ご意見の交換をお願いいたします。

委員 長： 事務局案、最終原案ともに意見の交換はなかったということですが、その後何か最終原案の15条について何かご意見ございますでしょうか。
 この条文につきまして、何かご意見がなければ次に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、15条については最終原案の方向で進めたいと思います。次に第16条 地域会議の推進について、事務局お願いいたします。

事務局： 第16条に関しましては、第15条（地域自治の推進）での地域自治拡充に向けた取り組みについて、地縁団体や目的別団体等を主体とした組織を設置し、市役所が支援を行っていく、地域会議の推進を記述した条項となっております。こちらの条文に関しましては、前回会議において、一番たくさんのご意見を頂戴した条文であります。頂いたご意見を読み上げさせていただきます。

- ①地域会議の設置に向けて、既存団体との関連性や区域割りの整合性。
- ②地域全体会議について、条文では地域全体会議を設置し、次に地域会議を設置することができるとなっているが、通常は、地域会議を設置後に地域全体会議を設置するものなのではないか。
- ③地域会議の補助金について、行政協力支援金等の既存の補助金は整理していくことになるのか。
- ④地域全体会議→地域会議→地縁団体等既存団体という上下関係の構図になるのか。
- ⑤条文では地域全体会議を設置しなければならないが、地域会議は設置することができるとなっている。地域会議の設置については任意でも構わない。
- ⑥地域全体会議のメンバーは決まっているのか。
- ⑦地域全体会議や地域会議は継続的に存続しうるものなのか。
- ⑧現在、校区には各種団体が存在しているが、地域会議の位置づけがイメージできない。
- ⑨地域コミュニティが学校支援に対して果たす役割は大きいと思われるが、デメリットも大きくなるのではないか。

等のご意見がございました。こちらの条文に関しましてご意見の交換をお願いいたします。

委員長： 16条につきましては、慎重に審議していただきたいと思いますが、仕組みとして最終原案については地域全体会議と

いうのを前面に出されておりますが、これについて前回少し議論をされたわけですが、これについては、地域を回って市民の方のご意見を頂戴しているところです。まだ、集約は出来ていないと思いますが、色々なご意見があると思います。前回色々なご意見が出たわけですが、地域全体会議というのは上から目線な組織作りになってしまうのではないかと、色々なご意見が出たのですが、その後検討されていると思いますので、更にご意見があれば述べていただきたいと思います。

委員： はい。

委員長： どうぞ。

委員： 前回この16条の2行目のところの地域全体会議というのを設置しますということで、最終原案についてはこれいくとなったら、設置するんですね。事務局案では、設置することができるということで、そこが話に出ていたのでしょうか。

委員長： 最終原案の方は地域全体会議ということで、事務局案としては、地域協働推進協議会ですが、「設置する」と「設置できる」という違いですか。事務局、お願いします。

事務局： そこを整理させていただきますと、地域会議も地域協働推進協議会も、イメージは基本的には校区単位のコミュニティですので、事務局案として整理・策定させていただく分には、そこしかイメージしておりません。そういう協働推進協議会を作っているのはどうだろうか、それも「設置することができる」でありますので、住民や団体のみなさんの合意があって形成されるべきであり、それを市が支援していくというようなことを条文化したのが事務局案であります。ところが、最終原案については、まず、地域の集まりを作る前に、色々な地域の方が入った市全体の方向性や取り組みの内容を決める組織を設置して、その基で、それぞれの校区のコミュニティを設置したらどうかということでもあります。

委員： それを9月28日にここでやりましたよね。それからは、市民検討委員会には何もしていないのですか。本委員会でこんな問題が出ましたよとか。

事務局： この会議の内容は市のホームページにも掲載しておりますので、とりたてて、市民検討委員会だけにとすることはやっております。市民検討委員会は解散された組織となりますので。最終的に決まった時には、お力を貸していただきましたので、ご報告はさせていただかなければと思いますけれど。

委員長： 最終原案に書かれているように、「方針を検討し～地域全体会議を設置します」という目的で行うとすれば、地域全体会議である程度方針を決定され、それを地域に降ろすというようなイメージの最終原案に対して、事務局では、地域についてはそれぞれの地域で特色を出すという風になっているという部分がありますので、そのあたりについては、これから地域との関わり、協働との関わりで、本会議ではどういう方法でいくか検討していただくわけです。今、現地にも入り、色々な意見をいただいております。今のところ、何かご意見ございますでしょうか。

事務局： 先ほども冒頭でご報告させていただきましたが、再度確認させていただきます。まず、16条の校区ごとのコミュニティについてはかなりご質問があります。例えば、何をしたらいいのか、もっと具体的なことを示せないのか等のご質問を頂くのですが、その時には、最終原案でいけば、地域全体会議がありますので、条例が案になった段階で具体的なお話は出来るのかなという風にお答えしております。そういう校区単位の地域会議に対するご質問が多いです。地域に根差した活動をしている地縁団体のみなさんの所に行くと、ほぼ100パーセント、地域全体会議の必要性について質問を投げかけられます。というのも、地域でそれぞれ工夫されて、独自の取り組みをされているところがあり、それに対して全体で物事を決められると、もしかしたらそういうことが出来なくなるのではないかと、また、全体で物事を決められると、それ以上のことをやろうと思った時にどこに話を持っていけばいいのかわからない。逆に市役所は地域全体会議の陰に隠れて、

責任が薄れていくのではないかというようなご意見をいただきまして、地域全体会議については疑問に思われる団体さんがほとんどだということでもあります。

委員長： 今、回ってもらっている団体ではそういうご意見が多いということですね。今後残りの地域を回っていく中で、本会議では参考にして、検討していきたいと考えております。何かご意見ございますでしょうか。

委員： 事務局案は地域協働推進協議会、最終原案は地域全体会議と地域会議で、あくまでも地域協働推進協議会は地域会議に該当するものである。ですから、設置することができるとなっているが、最終原案では、まとめる団体が必要だということですよ。以前お聞きした時には地域会議は各校区別で考えており、作っても作らなくてもよいという形ですよ。最終原案では、それを束ねる組織というのは、どういうものを想定されているのですか。

事務局： 具体的なものはなかったです。先ほど言いましたとおり、構造論として地域があるなら、まず全体があるべきだということで全体会議の発案がありました。エリアを分けてとかそういう論議にはなっておりません。

委員： 全体会議は複数ではないのですか。

事務局： はい、一つです。

委員長： 16条については今後の在り方、機能的な問題もありますし、地域に回っても色々な議論があるということです。最終的に色々なご意見の中で検討願いたいと思いますが、これまでの議論でいくと、地域ごとに特色のある活動が、回っているときに出てくるというところもございます。事務局案としては校区単位で進めていく地域協働推進協議会という案を示したわけですが、今後も議論を深めていただきたいし、色々な方向性の中で決めていきたいと思っております。各委員さんの意見もどちらかという、事務局案に近い意見が出てくるのかなと思っておりますが、これについては議論を慎重に深めたいと思

ますので、今後もそれぞれ検討をしていただきたいと思います。

委員： ひとつだけいいでしょうか。先ほど委員がおっしゃった部分なんですけど、説明については今の自治会組織の課題が書かれていて、このままでは自治推進については下火になっていく、それ以外の組織の再構築の必要性について書かれているんですよ。だけど、現実にも真市の自治会組織は加入率も高く、積極的な活動をされているというお話だったと思うんですけど。私は市役所と地域しか行き来していないので、よくわかっていないかもしれませんが、真市における自治会組織は、頑張ってくれているという捉えなのか、心配なんだという捉えなのか、そこは事務局としてどういう風に思っているんですか。既存の自治会を中心に活用しながら地域自治を推進していくのか、そうではなく、もっと再構築が必要なのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

委員： すみません。自治会によっては、各団体を自分の傘下に治めているという感覚の強い自治会もあれば、風通しのよいそれぞれの団体と交流している自治会もあります。

自治会の加入率は高いですが、今後どうなっていくかわかりませんし、地域の課題に自発的に取り組む地域会議を置くのはいいことだと思います。ただ、最終原案の全体の取り組みとして地域全体会議の設置となると、せっかく地域別の課題を解決するので、上から下ろすという方向より、2項の地域会議の設置が一番上に来て、事例発表等の機会を設けることも必要ですので、委員の意見を尊重するならば、地域全体会議を随時設置できるという感じの絶対的な設置という表現より一段、落とした感じの表現の方がいいかと思います。

委員： 私も自治基本条例の中で16条は最も大事な位置を占めていると思います。名称は別にして、地域のコミュニティ組織をどうやってわれわれが支援して構築していくか、そこに力点を置かないといけないと思います。私が住んでいる地域の自治会も行政からの押し付けは自治会も全くないです。やはり意識が高いところほど、市から自立していると思います。真市はこれまで、どちらかというと、補助金、人的支援等を

して、行政お抱えの団体が多かったです。だから、地域の自意識を向上させるためにも、全体会議はやめて、地域に出来るだけ考える力や課題を解決する力をつけてもらうことを目指すならば、事務局案が正解だと思います。

枚方や池田の先進的な事例を見ていますと、あまり自治体が介入していないみたいですね。ほとんど自主的にやっておられますし、補助金の用途についても、市は異議を唱えないという制度は比較的新しいです。将来の門真市民の自主性を構築するには、上からの押し付けではなく、下から作り上げていくような組織を作ってもらおうということならば、事務局案がいいと思います。

委員 長： 委員の方、何かご意見ございますでしょうか。基本的には事務局案というご意見が多いわけですが、16条については、もう少し慎重に検討する中で進めていきたいと思っています。地域のコミュニティが活きるかどうかというところなので、内容や表現について、もう少し検討を重ねていきたいと思っています。委員の方、よろしいでしょうか。

委 員： はい。

委員 長： それでは、続いて第17条に参りたいと思います。事務局、説明をよろしくお願いします。

事 務 局： 最終10ページ 第7章 第17条についてであります。本条例の効果と改善について、門真市自治基本条例推進委員会の設置を規定した条文となっております。

こちらの条文に関しましては、他市においても同様の委員会を設置しているところはあるのかというご意見がございました。

こちらの質問に関しましては、事務局にて大阪府下の各市のホームページの確認、また学識経験者より頂いた情報を基に調査を行い、前回会議にて、資料4「自治基本条例推進委員会 他市の状況一覧表」を配付させていただいております。

こちらの条文に関しまして、ご意見の交換お願いいたします。

委員 長： 17条については検証といいますか、変化があった場合や、評価についての条文となっているわけですが、前回の議論では…。

事務 局： 他市の状況を知りたいというご意見がありました。

委員 長： ポイントになる所だけ説明できますか。

事務 局： ポイントは、常時検証する委員会を設置するのか、必要な場合に設置するのかという大きな違いがあります。私が議論に参加させていただいた時に委員のみなさまに申し上げたのは、自治基本条例は、大きく時代が変われば検証の必要もあるかと思いますが、基本的にはこれから将来にわたって変わらぬ理念としてお作りになられるものであると考えております。そういう条文を作ろうと目指されているにも関わらず、年数回も条例を検証していくような委員会を作るということは、みなさんの思いに合っているのかという疑問は投げさせていただきました。このあたりは、特に市民検討委員会の委員長が、実際に行われている事例等も含めてお話をされておりました。表に掲げているとおり、実際に行われているようでして、中身の充実度については直接お話しを聞いているわけではないので、なんとも言えないのですが、委員長が自ら関わっておられる芦屋市さんについては、頻繁に他の条例との整合性も含めて検証されているということでした。以上です。

委員 長： これについては、何かありますか。

条文につきましては、条例推進委員会というのを設置するというのが最終原案です。文言につきましては、色々と議論していただくとしまして、比較していただいて、現時点でご意見等ございますか。

そうしましたら、次回までに検討していただきましょうか。ポイントは、今、事務局が申し上げたところです。

本日の議論はこれまでとして、次回は前文の検討から進めて参りたいと思います。それでは、事務局何かございましたらお願いします。

事務局： それでは次回の予定をお知らせさせていただきます。お手元にお配りしておりますとおり、12月1日午後2時より、本日と同じ会場、消費生活センター2階会議室にて開催する予定となっております。ご多忙中な中、大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

なお、次回の案件につきましては、通知文のとおりでございます。

事務局からは、以上です。

委員長： それでは、委員のみなさま、他に何かございますか。ないようですので、本日の委員会は終了したいと思います。ありがとうございました。